論　説

民事訴訟における必要的請求併合のルール（7）ーミシガン裁判所規則における必要的請求併合のルールを中心としてー

小　松　良　正

1　序論
2　ミシガン裁判所規則における必要的請求併合のルール
　1 1963 年のミシガン一般裁判所規則 (GCR)203
　2 1985 年の改正ミシガン裁判所規則 (MCR)2.203(A) 項
　3 1999 年の改正ミシガン裁判所規則 (MCR)2.203(A) 項
3　判例の概観
　1 1985 年の改正ミシガン裁判所規則 2.203(A) 項（以上途中まで 11 号）
　2 1999 年の改正ミシガン裁判所規則 2.203(A) 項（以上途中まで 12 号から 16 号、以下途中まで本号）
4　必要的請求併合のルールがわが国の民事訴訟理論に与える示唆
5　結語

3　判例の概観

2　1999 年の改正ミシガン裁判所規則 2.203(A) 項

(31) Chiamp & Associates, P.C. v. Smirth [(1)]

本件では、前訴原告 Smith が、前訴被告 Chiamp に対して、弁護過誤に基づく訴訟を提起した。これに対して、本訴原告 Chiamp が、本訴被告 Smith に対して、契約違反、及び提供役務相当額に基づく別訴を提起した。本訴被告 Smith は、この訴えに対して、本訴原告 Chiamp を被告として、弁護過誤に基づく反訴を提起した。本訴の第 1 審裁判所は、原告勝訴の正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容し、また請求額減殺の抗弁を主張するための被告の

(1) WL 2971964 (2014). 本文中に付された下線は、すべて筆者が付したものである。なお、判例の中において引用されている他の裁判所の判例については、当論文の脚注において指摘させて頂いたことをお断りしておく。

答弁書変更の申立てを却下したため、被告が控訴。控訴裁判所は、以下のように判示して、原判決を一部取り消し、さらに控訴裁判所の意見に従った手続を行わせるため、差し戻すものとした。

「　1・・・被告は、最初に、被告の弁護過誤に基づく反訴について原告の正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容した事実審裁判所の裁判は誤っている、と主張する。当裁判所は、この見解を採用しない。事実審裁判所は、MCR2.116(C)(6) 及び (C) (7) に基づき、被告の弁護過誤に基づく反訴について原告の正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容した。正式事実審理に基づかない裁判の申立ては、『同一の請求を含む別訴が、同一当事者間において開始されている』という理由に基づくものである・・・。この規則は、『同一の請求を含む同一当事者間での別訴が、申立てに関する裁判の時点においてもはや係属していない場合には、適用されない』・・・。2011 年 9 月 2 日、事実審裁判所は、出訴期間の経過を理由として、弁護過誤訴訟を理由とする被告の最初の請求を棄却 (dismissed) した。本件において、反訴についての正式事実審理に基づかない裁判を求める原告の申立てを認容した裁判は、2012 年 5 月 1 日に登録された。当裁判所は、2011 年 9 月 2 日の裁判について、2013 年 1 月 29 日にその控訴を棄却した [(2)] 。訴訟は、規則 2.116(C)(6) との関係では、当裁判所の控訴審で審理されているときは、『係属中』である [(3)]。反訴について正式事実審理に基づかない裁判を求める原告の申立てについて裁判がなされた時点において、『同一当事者間において同一の請求を含む』別訴が係属していたので、弁護過誤を理由とする被告の反訴について正式事実審理に基づかない裁判がなされたのは、規則 2.116(C)(6) により適法であった。

次に、被告は、事実審裁判所が裁量権を濫用して『反対請求』を変更する申立てを却下し、かつ違法に、原告の契約違反及び提供役務相当額に基づく請求についての原告の正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容した、と主張する。当裁判所は、この主張を支持する。

原告は、規則 2.116(C)(7) 及び (C) (10) に基づき、契約違反及び提供役務相当額を根拠とする請求について正式事実審理に基づかない裁判の申立てを行い、

---

(2) Smith v. Chiamp & Assoc., PC(unpublished opinion per curiam of Court of Appeals, Issued Jauary 29, 2013(Docket No. 306225)).

(3) Darin v. Haven, 175 Mich.App.144, 151; 437 NW2d 349(1989).

事実審裁判所は、その申立てを認容したが、認容の前提となる規則を明記しなかった。正式事実審理に基づかない裁判の申立ては、ある訴訟が既判事項の原則またはコラテラル・エストッペルにより遮断されることを根拠として行うことができる・・・。既判事項の原則は、以下のような第二の後訴を遮断することにより、同一の訴訟原因を争う複数の訴訟を阻止する。すなわち、『(1) 前訴が本案について判断されたこと、(2) 両訴訟が同一の当事者または彼らの関係人を含むこと、及び (3) 第二の訴訟における事項が、前訴において解決されまたは解決することができたこと』、である[(4)]。

2　既判事項の原則は、自らの請求について正式事実審理に基づかない裁判を求める原告の申立てには適用することができない。なぜなら、その原則は、被告の特定の防御方法の利用を遮断することはできないからである。Braxton v. Litchalk[(5)] 事件において、当裁判所が以下のように判示した。すなわち、既判事項の原則は、同一の訴訟原因が提起され、かつ両訴訟の追行に必要な事実または証拠が同一であるときは、同一当事者間または彼らの関係人との間での後訴を遮断する。他方において、コラテラル・エストッペルは、後訴の当事者が同一であるときは、先に前訴において判断された争点を再度争うことを遮断する。第二の訴訟が異なる訴訟原因であるときは、当該遮断効は、前訴において実際に争われた争点のみを遮断する。

それゆえ、既判事項の原則は、訴訟全体に関係するものである一方、コラテラル・エストッペルは、同一当事者間における個々の争点の蒸返しを遮断する[(6)]。一般に、コラテラル・エストッペルの援用は、以下の三つの要件の充足を必要とする。すなわち、『(1) 判決にとり重要な事実上の争点が実際に争われ、かつ有効な終局判決により判断されたこと、(2) 同一の当事者が、その争点を争う十分なかつ公正な機会を有したこと、及び (3) エストッペルの相互性が存在すること、である』[(7)]。

『請求額減殺 (recoupment) の抗弁とは、同一の訴訟において、原告の請求

(4)　Adair v. State, 470 Mich. 105, 121; 680 NW2d 386(2004).

(5)　55 Mich. App 708, 717-718,; 223 NW2d 316(1974).

(6)　Van Vorous v. Burmeister, 262 Mich. App 467, 479; 687 NW2d 132(2004).

(7)　Holton v. Ward, 303Mich. App 718, 731; NW2d(2014); *see also* Monat v. State Farm Ins. Co., 469 Mich.679, 682-684; 677 NW2d 843 (2004).

額を減殺する被告の権利に関するものであり、原告が彼の提起した訴訟における契約の反対債務に従わなかったか、または原告がその契約の締結または履行における法律上の義務に違反したことを理由とするものである』[8]。それゆえ、『請求額減殺は、実際上、損害賠償を求める反訴または反対訴訟である』[9]。『請求額減殺の主張は、原告の訴えにおいて提起されたものと同一の契約または事件を前提としなければならないのであり、かつ被告は、彼が請求額減額を求めている契約について、原告が違反していることを証明しなければならない』[10]。『出訴期間の経過は、原告の訴えが適時なものである限り、請求額減額の抗弁を排除するものではない』[11]。

（請求額減殺の抗弁とは対照的に）出訴期限法が反訴請求を遮断しないという概念は、MCL600. 5823に規定されており、それによれば、『原告の請求として証明された額の範囲において、本章において規定された出訴期限法は、原告の請求が発生した時点において反訴請求が遮断される場合を除き、反訴の方式によりなされた請求を遮断しない』と定められている。本規則に従い、請求額減殺の抗弁は、被告が原告の請求額を超えて損害賠償を求めることを認めない[12]。

3　事実審裁判所は、主張された請求額減殺の抗弁の『実体』は、弁護過誤を理由とする被告の反訴請求の実体と類似していることを理由に、請求額減殺の抗弁を主張するための被告の答弁書変更の申立てを却下した。被告の反訴請求の却下は、先に議論されたようにM2.116(C)(6)により正当化される一方、事実審裁判所は、裁量権を濫用して被告の答弁書変更の申立てを却下し、契約違反及び提供役務相当額に基づく請求についての原告の正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容するという誤った判断をした。なぜなら、弁護過

(8) Mudge v. Macomb Co., 458Mich. 87,106; 580NW2d 845(1998)(*internal quotations omitted*).

(9) McCoig Materials, LLC v. Galui Const. Inc., 295Mich. App. 684, 694; 818 NW 2d 410(2012).

(10) *Id*. at 698(*emphasis deleted*).

(11) Mudge, 458 Mich. at 107; *see also* Warner v. Sullivan, 249 Mich. 469, 471; 229 NW484(1930).

(12) McCoig Material, LLC, 295 Mich. App at 696.

誤訴訟についての出訴期限法は請求額減殺の抗弁を遮断しなかったし[13]、また原告は、コラテラル・エストッペルの要件を充足しなかったからである。被告の請求額減殺の抗弁に必要な何らの事実も、不運な前訴の被告の弁護過誤訴訟において、『実際に争われかつ有効な終局判決により判断されなかった』し、かつ『その争点を争う十分かつ公正な機会も存在しなかった』[14]。なぜなら、その訴訟は、時効により遮断されかつ MCR2.116(C)(7) により棄却されたからである・・・。

事実審裁判所の訴答書面変更の許可は、『正義が要求すれば自由に与えられなければならない』[15]。『裁判所は、正義が要求すれば変更の許可を自由に与えられなければならないので、変更の申立ては、通常、特定の理由がある場合に限り却下されるべきである』[16]。『変更許可の却下を正当化する理由とは、著しい遅延、悪意または引き延ばしの意図、先に許可された変更による瑕疵の治癒を繰り返し行わないこと、被告に対する著しい不利益、または無益であることである』[17]。事実審裁判所は、『却下の際、その（Wormsbacher 事件の）理由の一つを明記しなければならないのであり、明記しなかった場合は、そのような変更が無益である場合を除き、取消しを必要とする瑕疵を構成する』[18]。

4. 本件では、事実審裁判所は、被告の答弁書変更の申立て却下の理由を明記しなかったが、その意見は、変更が潜在的に無益であるという懸念を示している。『変更は、それが文面上法的に不十分なものであり、かつすでになされた主張を再述するにすぎないような主張の追加が無益であるならば、無益である』[19]。積極的救済を求める被告の反訴は M2.116(C)(6) により遮断され、請求額減殺の抗弁は遮断されなかった一方で、請求額減殺の抗弁を主張するための答弁書の変更は文面上法的に不十分なものではなかったのであり、このことは、変更の申立てを認容することにより被告が有効な抗弁を主張することがで

(13) Mudge,458Mich. at 107.

(14) Holton, 303Mich. App at 731.

(15) MCR2.118(A)(2); Wormsbacher v. Seaver Title Co., 284Mich. App 1, 8; 772NW2d 827(2009).

(16) *Id.*

(17) *Id.*

(18) Dampier v. WayneCo., 233Mich.App714, 733-734; 592 NW2d 809(1999).

(19) Wormsbacher, 284Mich. App at 8-9.

きたことを意味する。事実審裁判所は、被告の答弁書の変更を求める申立てを却下する正当な『特定の理由』を明記しなかったので、裁判所は、それにより裁量権を濫用した[20]。

被告は、もし既判事項の原則が被告の請求額減殺の抗弁の利用を遮断するとすれば、既判事項の原則は、同様に原告の契約違反及び提供役務相当額に基づく請求を遮断するであろう、なぜなら、原告は、被告の提起した前訴の弁護過誤訴訟において、契約違反及び提供役務相当額に基づく反訴を提起しなかったからである、と主張する。ミシガン州では、反訴を提起する当事者は、その当事者が相手方当事者に対して有する請求でその訴訟の主題である取引または事件から生じ、かつ裁判所が管轄を獲得することのできない第三者の参加を必要としない時は、それらすべての請求を併合しなければならない。MCR2.203(A)項[21]。しかしながら、当事者は、反訴の提起を要求されない[22]。『[MCR2.203(E)項]は、必要的なものではなく任意的なものであるので、当事者は、その反訴請求を別訴の独立した訴訟で追行することができる』[23]。

被告は、当裁判所が、Tersns Steel Co. v. Ladney 事件[24]におけるミシガン州最高裁の意見を覆すよう求めている。この事件は、以下のように判示された。すなわち、積極的な救済を求める当事者の権利が彼に対する訴訟原因から独立しており、かつそれがその訴訟に対する抗弁としてのみ行使されるときは、彼は、後訴においてその権利に基づき積極的な救済を求めることを遮断される。しかし、もし彼がその請求を前訴の抗弁としても反訴としても行使しなかったときは、彼は、後に積極的な救済を求める別訴を提起することを遮断されない。

当裁判所は、『先例拘束性の原理に基づき、わが最高裁の判断に従うよう義務づけられる』[25]。先例拘束性の原理にもかかわらず、Ternes 事件は 1961 年に判示されており、MCR2.203 の由来となった旧規則よりも前に遡る。それ

---

(20) *Id*. at 8.

(21) Chen v. Wayne State Univ., 284 Mich. App172, 195; 771 NW2d 820(2009).

(22) Salem Industries, Inc. v. Mooney Process Equip. Co., 175 Mich. App213, 215-216; 437 NW2d 641(1988).

(23) *Id*.

(24) 364Mich. 614, 619; 111NW2d 859(1961).

(25) Duncan v. State, 300 Mich. App 176, 193; 832 NW2d 761(2013)(*citation omitted*).

ゆえ、原告が被告の提起した前訴において反訴の提起を義務づけられるかどうかという問題について、MCR2.203 及びこれを解釈する判例法が、Ternes 事件よりも一層説得力を有している。

5　当裁判所は、弁護過誤を理由とする被告の反訴について、原告の正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容した事実審裁判所の裁判を支持し、控訴を棄却する。当裁判所は、契約違反及び提供役務相当額に基づく請求についての原告の正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容した事実審裁判所の裁判、及び請求額減殺の抗弁を主張するための被告の答弁書変更の申立てを却下した裁判を取り消す。当裁判所は、被告の答弁書変更の申立てを認容すべき命令とともに差し戻す・・・」。

本件では、まず第一に、控訴裁判所が、既判事項の原則は、自らの請求について正式事実審理に基づかない裁判を求める原告の申立てには適用することができない、なぜなら、その原則は、被告の特定の防御方法の利用を遮断することはできないからであると指摘した点が注目される。すなわち、一般に、既判事項の原則は、原告が前訴において特定の請求について既判力ある判決を受けた後、後訴において前訴請求と同一の事件から生じた他の請求について訴えを提起した場合、被告が原告の提起した当該請求自体を遮断するために主張する抗弁である。したがって、本件のように原告側が自らの請求について前訴判決の判断を自己に有利に援用したい場合は、既判事項の原則ではなく、前訴判決理由中の判断の拘束力（コラテラル・エストッペル）を主張して、被告の主張する抗弁を排斥する必要があると解される。

第二に、被告は、自らが提起した前訴において、原告は本訴請求を反訴として提起すべきであったにもかかわらず反訴を提起しなかったので、原告の本訴請求は、既判事項の原則により遮断されると主張した。この点について、まずミシガン裁判所規則 2.203(E) 項は、反訴の提起は被告の意思に委ねられるものとする任意的反訴のルールを採用しており、連邦民事訴訟規則 13 条のような必要的反訴のルールを採用していない。しかし、被告が前訴において反訴を提起したときは、ミシガン裁判所規則 2.203(A) 項の必要的請求併合のルールに基づき、被告は当該反訴請求と同一の取引または事件から生じたその他のすべての請求を反訴請求として併合提起しなければならないものとされている。したがって、控訴裁判所が指摘したように、原告は、前訴において反訴を提起

していなかったので、本訴請求を別訴の独立した訴訟で追行することができると解される。

(32) Osprey East v. Biber [26]

本件の概要は、次の通りである。Biber は、Webber 投資会社及び Webber 開発会社（両者を、Webber 企業体とよぶ）を代理する弁護士である。彼はまた、Doug Blatt, John Blatt, 及び Pinkerton（二次的投資家とよぶ）を代理した。Blatts, Biber および Pinkerton は、2000 年近くに不動産投資を目的として Osprey S.A. を設立した。2003 年、Webber 企業体が Osprey S.A. に参加し、不動産投資のための Osprey East を設立した。Webber 企業体が Osprey East の 50%を所有し、Osprey S.A. が他の 50%を所有している。原告は、2006 年、Biber 及び Osprey S.A. が多額の資金を流用し、Osprey East がその構成員にキャッシュフロー（企業内における現金の流出入）を行うことを妨げ、有効な合意により必要とされる投票を行うことなく重要な取引を行った、と主張した。

2010 年 8 月、Osprey S.A. の監督下にある Osprey East は、Kelly Myers を訴訟代理人として、Osprey S.A. 及び Webber 企業体に対して訴えを提起した。この訴訟は、Myers 訴訟として言及される。Myers 訴訟は、Osprey S.A. が、Osprey East における構成員としての利益を売却する選択権を行使した時点での当事者の役割、管理費及びその他の費用の支払い、諸経費を含む費用の償還、企業間の貸付、及び Osprey 商業センターの所有権に関する宣言的救済を求めた。この訴訟は、Osprey S.A. が Webber 企業体に対して提起した別訴と弁論の併合がなされた。この別訴は、一つの追加的な項目 (count) を除き、Myers 訴訟と同一の主張を含んでいた。Webber 企業体もまた反訴を提起するとともに、Biber 及び彼が　業務執行社員であった Lyon Properties Associates を第三当事者として追加するための第三当事者訴訟を提起した。この訴えは、契約及び忠実義務違反、悪意の不実表示、少数構成員の圧力、弁護過誤、過失、及び善意不実表示を理由とする金銭賠償を求めた。

2011 年 12 月、弁論の併合がなされた当事者は、当事者の合意または 2012 年 2 月 29 日前になされた申立てを認容する裁判所の決定がある場合を除き、訴訟について当事者を追加しない旨の訴訟上の合意 (stipulated order) を行っ

（26）WL 4347458 (2014).

た。しかながら、2012 年 2 月 29 日、Webber 企業体は、新たな第三当事者被告である Blatts 及び Pinkerton に対する訴訟原因を追加するため、弁論併合がなされた訴訟において反対訴状の変更を求めた。事実審裁判所は、その申立てが訴訟上の合意に反していることを理由として、その申立てを却下した。同日、明らかに Webber 企業体の監督下にある Osprey East は、本件訴訟を提起したが、この訴訟は、その形式において Webber 企業体が行った反対訴状の変更の申立てに実質的に類似しており、かつすでに弁論併合がなされた訴訟に係属中の請求と大部分同一の請求を含んでいた。その結果、被告らは、MCR2.116(C)(6) に基づき、同一の当事者及び請求を含む訴訟の係属を理由として、訴えの却下を申し立てた。事実審裁判所は、被告らのすべての申立てを認容し、訴訟原因及びその証拠が実質的に同一であり、一線が画されなければならないと判断した。事実審裁判所はまた、本件訴訟の提起は、訴訟上の合意を潜脱するための「非常に巧妙な試み」であることを指摘した。

その後、Osprey East は、再審理の申立てを行ったが、却下された。Osprey East は、当裁判所に控訴を提起したが、管轄権の欠如を理由に却下された。なぜなら、事実審裁判所の 2012 年 5 月 24 日の裁判は、Blatt 及び Pnkerton に関する請求について判断していなかったため、終局的なものではなかったからである [27]。その結果、事実審裁判所は、2012 年 10 月 9 日、すべての被告に対するすべての請求を棄却する (dismissing・・・with prejudice) 終局的裁判を登録した。この判決に対して、原告が控訴した。控訴裁判所は、原告の控訴を棄却して、次のように判示した。

「控訴審において、原告は、事実審裁判所が、MCR2.116(C)(6) 及び MCR2.203(A) に基づき被告勝訴の正式事実審理に基づかない裁判を言い渡したのは違法である、なぜなら、両訴訟は、同一の当事者と同一の争点を含まないからである、と主張する。原告はまた、裁判所の決定に従わないことに対する制裁として本件について棄却の裁判を言い渡したのは違法である、と主張する。当裁判所は、この見解を採用しない・・・。MCR2.116(C)(6) は、『同一当事者間において同一の請求を含む別訴が開始された場合』に、正式事実審理に基づかない裁判を

(27) Osprey East v. Biber, unpublished order of the Court of Appeals, entered September 10, 2012(Docket No. 311895).

認める。この規則は、『以前の先行訴訟による訴え却下抗弁を法典化したものである』[28]。この規則の目的は、次のように指摘されている。『裁判所は、極めて統一的に以下の点について合意している。すなわち、当事者は、係属する訴訟と同一の問題を含んだ原告の提起した新たな訴訟により悩まされないであろう、ということである。もしそうでないとすれば、全く同一の事項を含んだ費用と労力の無用な出費を伴う反復的な訴訟が、訴訟好きな原告により日常的に行われるであろう。裁判所は、そのような性格を有する訴訟には助力しないのであり、この問題に関する判示は、極めて統一されている』[29]。当裁判所は、次のように判示した。すなわち、MCR2.116(C)(6) は、すべての当事者とすべての争点が同一であることを要求していない。正確にいえば、両訴訟は、同一の当事者間のものであり、かつ同一の請求を含まなければならない。それゆえ、当事者の完全な同一性は必要ではなく、また同一のまたは実質的に同一の訴訟原因に基づくものでなければならない[30]。

本件では、訴訟当事者は、同一である。原告の主張とは反対に、Webber 企業体または Osprey S.A. が Osprey East に対して両訴訟の提起を指示したかどうかは無関係であり、Osprey East は、依然として両訴訟の当事者である。さらに、第二の訴訟は、Biber, Blatts, 及び Pinkerton を個人としての資格で追加しているが、すべての被告らが同一である必要はない。MCR2.116(C)(6) は、訴訟が実質的に同一の事実に基づくものである限り、依然として適用される[31]。本件訴訟の解決は、第一訴訟におけると同一の主要事実の審査を必要とし、また両訴訟が同一の取引または事件から生じたこと、すなわち Osprey S.A. が Osprey East の金銭及び資産を流用したことの審査を必要とする。本件訴訟の係属を許容することは、特に、すでに第一訴訟において広範囲にわたる証拠開示が行われており、かつ事実審裁判所が争点の絞り込みを行っている

（28）Fast Air, Inc. v. Knight, 235 Mich, App. 541, 545, 599N. W.2d 489(1999).

（29）*Id*. at 546, *citing* Chapple v. National Hardwood Co., 234Mich. 296, 297; 207 NW 888(1926).

（30）[JD Candler Roofing Co., Inc. v. Dickson, 149 Mich. App. 593, 598; 386NW2d 605 (1986)]

（31）*See* Chapple, 234 Mich. at 299.

ことを考慮すれば、『金銭及び労力の浪費を生じさせる』[32]。さらに、本件訴訟の争点の大部分は、第一訴訟で争われるであろうし、また二次的投資家らに対する請求は、第一訴訟において追加することができたであろう。せいぜい、訴訟代理人である Myers が、利益相反を理由として第一訴訟において二次的投資家らを当事者として追加しなかったとの原告の主張が事実であるとしても、Webber 企業体は、Osprey East のために他の訴訟代理人を探し出し、事実審裁判所が命じた 2012 年 2 月 29 日の期限の前に、二次的被告らを追加することができたであろう。それに代えて、Webber 企業体は、訴訟上の合意に反して時機に遅れたことを知りつつ、反訴及び第三当事者請求についての変更を申し立て、かつ Osprey East の立場で本件訴訟を提起し、反訴及び第三当事者請求についての変更申立書に含まれていたのと同一の請求を主張したのである。これこそが、まさしく MCR2.116(C)(6) が排除しようとする訴訟上の煩である。

原告は、Frohiep v. Flanagan 事件[33]に依拠して、たとえその訴訟が同一の事実関係から生じ、かつ当事者が類似しているとしても、MCR2.116(C)(6) は適用されない、なぜなら、両訴訟は異なる救済を請求しているからである、という見解を主張している。原告の主張は、Frohiep 事件が、一般論として両訴訟において同一の救済が請求されなければならない、と指摘している点で正当である[34]。しかしながら、同一の救済が請求されているかどうかは、一つの考慮要素にすぎない。また、第二訴訟は金銭賠償を求める請求を追加したが、第一訴訟と同様に宣言的救済をも請求した。さらに、若干の例外はあるが、本件において金銭賠償を求める請求は、Biber 及び Osprey S.A. に対して金銭賠償を求めた反訴及び第三当事者訴訟における Webber 企業体の請求とほとんど同一であった。Webber 企業体と Osprey East は二つの異なる企業体ではあるが、本件では、Webber 企業体が当事者に対する請求（事実審裁判所が第一訴訟で却下した申立てにかかる請求）を提起する手段として、Osprey East を利用していることは明らかである・・・。

さらに、少なくとも Osprey S.A. については、本件訴訟の訴訟原因は、以

(32) *Id.* at 297.

(33) 275Mich. App. 456; 739 NW2d 645, *judgment rev'd in part* 480Mich.962(2007).

(34) *Id.* at 465.

下のように定める MCR2.203(A) 項の必要的請求併合のルールに基づき遮断されたのである・・・。

それゆえ、本件訴訟において Osprey East が Osprey S.A. に対して主張する請求は、第一訴訟において併合することを要求されたのである。なぜなら、上述のように、それらの請求は、同一の取引または事件から生じたからである。しかしながら、MCR2.203(A) 項は、二次的投資家らに対して主張された請求には適用されないであろう。なぜなら、第一訴訟では、Osprey East は、二次的投資家らに対して訴答書面を提出してはいなかったからである。規則の文言によれば、訴答者は、『当該』相手方当事者に対して有するすべての請求を併合しなければならないとされていることが明らかである。それにもかかわらず、二次的投資家に対する正式事実審理に基づかない裁判は、なお MCR2.116(C)(6) 項により適法であった。

したがって、事実審裁判所が、MCR2.116(C)(6) 項に基づき、すべての被告ら勝訴の正式事実審理に基づかない裁判を言渡したのは、適法であった。

さらに、原告は、事実審裁判所が裁判所の命令の不遵守に対する制裁として請求を棄却する判決を言い渡した際、どのような点にその裁量権の逸脱があるかを証明しなかった。『事実審裁判所は、請求を棄却する判決を含め、当事者及び訴訟代理人に対して制裁を科す本来的な権限を有する』[35]・・・。また、MCR2.504(B)(1) は、『もし当事者が裁判所の規則または裁判に従わないときは、相手方当事者の申立てまたは職権で、裁判所は、その当事者に対して義務の不履行を登録し、またはその当事者の訴訟または請求の棄却を登録することができる』、と定める。本件では、事実審裁判所は、第一訴訟において当事者が合意した内容の命令を登録したのであるが、それは、『2012 年 2 月 29 日以前に提出された合意を内容とする命令、または同一日時以前に提起された申立てを認容した後の裁判所の許可がある場合を除いて、その他の何らの訴訟も、本件訴訟において追加されないものとする』と定めたものであった。それにもかかわらず、Webber 企業体は、合意された命令に違反することを知りつつ、2012 年 2 月 29 日に、第一訴訟において反対訴状の変更を申し立て二次的投資家らの追加を求めた。と同時に、Webber 企業体は、Osprey East のため

（35）Maldonado v. Ford Motor Co., 476 Mich 372, 388, 719 N.W.2d 809(2006).

に本件訴訟を提起し、二次的投資家らに対する請求を主張した。Webber 企業体が、彼ら自身の合意を内容とする裁判所の決定を回避するための手段として、Osprey East を利用したことは明らかである。『裁判所は、そのような違法行為が生じたときは、そのような行為を防ぐだけでなく、他の訴訟当事者に対する抑止として働くように、規律する義務を負うのである』[36]。原告は、事実審裁判所はそのように厳格ではない制裁を考慮すべきであったと主張するが、そのような制裁を特定していない・・・。その制裁がどれほど厳格なものであれ、事実審裁判所は、係属中の訴訟を規制するために登録された第一訴訟における決定を効果的なものとする目的で、当該事件を棄却する権限を行使することを明らかにした。それゆえ、事実審裁判所は、本来の権限の範囲内において行為したのである。控訴棄却。勝訴被告らは、MCR7.219 に従い、費用を負担するものとする」。

本件では、原告 Osprey East が被告 Osprey S.A. に対して先行訴訟を提起し、その訴訟の係属中に、原告が先行訴訟の被告及び被告と異なる当事者を含む後発訴訟を提起した場合に、当該後発訴訟が重複訴訟に該当し許されないかどうか、また許されないとした場合に、不適法却下ではなく、制裁として当該後発請求を棄却することができるかどうかが問題となった。

この点について、控訴裁判所は、まず第一に、ミシガン裁判所規則 MCR2.116(C) 項 (6) 号の訴訟係属を根拠とする申立てを検討している。同規則 MCR2.116(C) 項 (6) 号は、「すでに同一当事者間において同一の請求を含む他の訴訟が係属していること」を申立ての根拠として規定する。その趣旨は、当事者の応訴の煩の防止や、無用な費用と労力を伴う反復的な訴訟の提起を防止することにあるとされる。そして、両訴訟が重複訴訟の関係にあるかどうかについては、当事者の完全な同一性は必要ではなく、また同一のまたは実質的に同一の訴訟原因に基づくものであればよい、とされている。本件では、先行訴訟及び後発訴訟のいずれにおいても、同一の当事者が含まれているほか、後発訴訟では、先行訴訟に含まれていない当事者が被告側に追加されているが、すべての被告らが同一である必要はないとされた。また、MCR2.116(C) 項 (6) 号は、両訴訟が

(36) *Id.*, 476 Mich. at 392.

実質的に同一の事実に基づくものである限り、依然として適用される[37]。本件訴訟の解決は、第一訴訟におけると同一の主要事実の審査を必要とし、また両訴訟が同一の取引または事件から生じたこと、すなわち Osprey S.A. が Osprey East の金銭及び資産を流用したことの審査を必要とする。以上の観点から、控訴裁判所は、原告の提起した後発訴訟は、重複訴訟に該当すると判断した。

次に、控訴裁判所は、先行訴訟及び後発訴訟における同一の当事者間においては、さらに MCR2.203(A) 項の規定する必要的請求併合のルールにより、後発訴訟が重複訴訟として不適法とされることを指摘した。必要的請求併合のルールは、原告が同一の取引または事件から生じた被告に対するすべての請求を単一の訴訟において併合することを要求するので、原告が先行訴訟を提起した後、その訴訟の係属中にその請求が生じたのと同一の取引または事件から生じた他の請求を別訴として提起することは、重複訴訟となり不適法とされることになる。したがって、先行訴訟及び後発訴訟の両訴訟において当事者が同一の場合は、規則 MCR2.116(C) 項 (6) 号と規則 MCR2.203(A) 項の規定する必要的請求併合のルールの双方のルールが適用される可能性があると考えられる。これに対して、両訴訟における当事者が完全に同一ではない場合は、規則 MCR2.116(C) 項 (6) 号の重複訴訟の禁止のルールが適用されることになると考えられる。

次に、1 審裁判所は、原告の後発訴訟が重複訴訟に該当すると判断した上で、この後発訴訟におけるすべての被告に対するすべての請求を棄却する終局的判決を言い渡した。一般に、後発訴訟が重複訴訟に該当する場合は、後発訴訟は不適法として却下され、先行訴訟への追加的変更が許されると解される。しかし、本件では、当事者間の先行訴訟において、2012 年 2 月 29 日以前に提出された合意を内容とする命令、または同一日時以前に提起された申立てを認容した後の裁判所の許可がある場合を除いて、新たな当事者を追加しない旨の訴訟上の合意がなされたにもかかわらず、実質的に原告と同一の立場にある当事者 (Webber 企業体) がこの合意に反して時機に遅れたことを知りつつ、新当事者を追加する申立てを行い却下された。この裁判所の決定を回避するため、

(37) *See* Chapple, 234 Mich. at 299.

Webber 企業体が Osprey East の立場で本件訴訟を提起し、反訴及び第三当事者請求についての変更申立書に含まれていたのと同一の請求を主張したという事情が存在した。そして、裁判所は、そのような違法行為に対する制裁として被告らに対する請求を棄却し、控訴裁判所もこれを支持した。必要的請求併合のルールとの関係では、後発訴訟の提起に重大な帰責性が存在する場合は、失権的作用により、先行訴訟への追加的変更に基づく併合自体が認められない場合があると考えられる。

(33) Heffelfinger v. Bad Axe Public Schools [38]

原告は、被告 Bad Axe Public School により雇用されている終身的保障を得ている楽団の教師であった。2007 年に、原告が生徒に対して過剰な暴力を振った事件のために、彼は、「最後の機会の合意」(Last Chance Agreement) を締結した。彼は、教育委員会が彼に対する終身的保障のある教師としての責任を追求しない代わりに、一定の行為を行わないことに合意した。彼はまた、もし彼がその合意に違反すれば、その合意書に付された退職願書が提出され、教育委員会がその退職願書を認めるかどうかを判断し、かつ彼が仲裁手続を通して残された紛争の解決を求めることができることに合意した。

その後、2008 年 4 月、原告は、学食で生徒と教師を怒鳴るという事件を引き起こした。その後、被告が原告に対して、被告は学食での事件に基づいて、彼の退職願いの付された「最後の機会の合意」を執行する意思のあることを伝えた。教育委員会は、2008 年 6 月２７日、会議を行い、最終的に原告の退職願いを受理することを承認した。最後の機会の合意書に基づき、原告は、仲裁手続を通して教育委員会の決定を争った。仲裁審理の後、仲裁人は、2009 年 1 月、教育委員会の決定を支持し、原告は学食での事件で最後の機会の合意書に違反したことを認定した。別個の訴訟で、原告は、失業給付金の支払いを求め、最終的に 2012 年にそれらの金額を得た。

2013 年、原告は、被告に対して本件訴訟を提起し、契約の違反を主張した。原告の訴えの要旨は、最後の機会の合意書が教員終身雇用法 [39] に違反し、その結果、その合意による不当な解雇を生じさせた、というものである。被告は、

(38) WL 6804560 (2014).

(39) MCL38.71 et seq.〔Tenure Act〕.

いくつかの根拠に基づく正式事実審理に基づかない裁判の申立てを行い、それらの根拠には、必要的併合、既判事項の原則、及びコラテラル・エストッペルが含まれていた。事実審裁判所は、最終的に被告の主張を容れ、原告の請求を棄却したため、原告が控訴した。

控訴裁判所は、原告の控訴を棄却し、次のように判示した。

「・・・当裁判所は、コラテラル・エストッペル及び既判事項の原則の適用を覆審的に審査する・・・。当裁判所が承認するように、『法は、多数の訴訟を認めない。一個の請求を数個の訴訟原因に分割する試みは、しばしば拒否されてきた』[40]。これに関連する必要的併合を定める裁判所規則である規則2.203(A) 項は、次のように定める・・・。

これに関連して、既判事項の原則は、当事者が同一の訴訟原因を争う場合に、多数の訴訟を防止することを目的とするものである[41]。それは、『多数の訴訟による費用と煩雑さから当事者を救済し、司法資源を保護し、かつ裁判の信頼性を高めること、すなわち、訴訟の終局性を促進すること、である』[42]。『その原則は、以下の要件を満たす場合に、第二の後続する訴訟を遮断する。すなわち、(1) 前訴が本案について裁判され、(2) 両訴訟が同一の当事者または彼らの関係人を含み、かつ (3) 後訴における事項が、前訴において解決されまたは解決することができた場合、である』[43]。ミシガン州裁判所は、『既判事項の原則の広い適用を採用してきたのであり、その原則は、すでに争われた請求だけではなく、同一の取引または事件から生じ適切な注意を払えば提起することができたが提起しなかったすべての請求をも遮断する、と判示した』[44]。『両請求が既判事項の原則との関係で同一の事件から生じたものかどうかを判断する基準は、同一の事実または証拠が両訴訟の追行に重要であるかどうかである』[45]。わが最高裁が指摘したように、『異なる種類またはセオリーに基づく救済の主張は、もし単一の主要事実の集合体が救済の主張を生じさせるとき

(40) Bergeron v. Busch, 228 Mich.App.618 n.1, 621; 579 NW2d 124(1998).

(41) Wasington v. Sinai Hosp of Greater Detroit,478 Mich. 412, 418; 733 NW2d 755(2007).

(42) Bryan v. JP Morgan Chase Bank, 304 Mich.App 708;848 NW2d 482(2014).

(43) Wasington, 478 Mich. at 418 (*quotation marks and citation omitted*).

(44) *Id*.

(45) Schwartz v. City of Flint, 187Mich.App191, 194-195; 466NW2d 357(1991).

は、なお単一の訴訟原因を生じさせるのである』[46]。さらに、『ある事実の集合体が既判事項の原則との関係で一つの事件を構成するかどうかは、それらの事実が時間、場所、原因または動機の点で関連性を有するかを考慮して、実用的に判断されなければならない』[47]。

次に、コラテラル・エストッペルは、以下の三つの要件が充足される場合に適用される。すなわち、『(1) 判決にとり重要な事実上の問題が実際に争われ、かつ有効で終局的な判決により判断されたこと、(2) 同一の当事者がその争点を争う十分な（かつ公正な）機会を有したこと、及び (3) エストッペルの相互性が存在しなければならないこと、である』[48]。エストッペルの相互性は、その当事者が、前訴において当事者またはその関係人であったことを必要とするということである[49]。『言い換えれば、エストッペルは、もし前訴判決を有利に利用する者が、彼に不利な判決が言い渡されるならばそれに拘束されるならば、相互性を有する』[50]。

・・・上述のように、教育委員会の会議と仲裁手続が開かれ、そこでは、原告の『退職』が争われた。一般に、仲裁手続は、既判事項の原則とコラテラル・エストッペルに服する[51]。

既判事項の原則によれば、被告は、先になされたこの仲裁に基づき、正式事実審理に基づかない裁判を受けることができる。教育委員会の会議とその後の仲裁手続の主題は、本件訴訟における主題と同一であり、最後の機会の合意書に基づく原告の『退職』であった。仲裁人は、原告の本案に関する申立てについて判断し、最後の機会の合意書及びその合意書についての原告の違反を審査した詳細な意見書を公表した[52]。

---

(46) Wasington, 478 Mich. at 420 *(quotation marks and citation omitted)*.

(47) *Id*.

(48) Holton v. Ward, 303Mich.App718, 731; 847NW2d 1(2014) (*quotation marks and citation omitted*).

(49) *Id*.

(50) *Id*. (*quotation marks, citation, and brackets omitted*).

(51) Porter v. Royal oak, 214 Mich. App478, 485; 542 NW2d 905(1995); Hopkins v. City of Midland, 158 Mich. App 361, 370; 404 NW2d 744(1987).

(52) *See* Wasington, 478 Mich. at 418(既判事項の原則の第一の要件は、「前訴が本案について判断された」ことを指摘).

さらに、原告または彼の関係人が、仲裁手続に参加した[53]。被告の正式事実審理に基づかない裁判の申立てに対する答弁書において、原告は、『彼は弁護士の選任さえ許されなかった、なぜなら当事者が彼は仲裁の当事者ではなく、組合と学区との間の仲裁であると主張したからである』、と主張した。しかしながら、原告は仲裁審理に出席し、証言を行い、かつ証拠を提出した。さらに、彼は、「組合」が彼の関係人ではないとの主張さえも行おうとはしなかった[54]。

最後に、最後の機会の合意書が有効であったか、または容認できない契約違反を構成したかどうかという争点は、仲裁手続において解決されまたは解決することができた[55]。仲裁人は、次のように述べた。すなわち、『本質的に、当事者は、最後の機会の合意書の条項の違反が、まさに解雇の原因を構成したことを認めた』。それゆえ、原告は、明らかに最後の機会の合意書の違反が、解雇の十分な原因を構成したことを認めた。原告は、本件控訴審において、仲裁人の意見は正確ではないと主張するが、原告は、仲裁手続において仲裁人の結論を争う何らの主張も行っていない。

また、原告は、適切な注意を払ったとしても、彼または組合が最後の機会の合意書の基本的な有効性を争うことができなかった理由を述べていない。仲裁手続における最も重要な点とは、いわゆる最後の機会の合意書にしたがった原告の退職を争うことであった。原告と彼の組合は、その判断の核心において、その書面を争う十分な理由を有した。原告または彼の関係人は、仲裁手続においてこの主張を提出しなかったので、彼らは、もはやその過失から利益をうることはできない。したがって、既判事項の原則により、原告は、本件訴訟の提起を遮断される・・・。

事実審裁判所は、適法に被告勝訴の正式事実審理に基づかない裁判を言い渡した。なぜなら、既判事項の原則が本件訴訟を遮断したからである。当裁判所

(53) *Id*. (既判事項の第二の要件とは、「両訴訟が同一の当事者または彼らの関係人を含む」ことを指摘).

(54) *See* Adair v. State, 470Mich.105, 122; 680 NW2d 386(2004)(「当事者の完全な同一性は要求されないのであり、前訴の当事者により適切に提示されかつ保護される利益の実質的な同一性のみがあればよい」).

(55) Wasington, 478 Mich. at 418(既判事項の最後の要件とは、「後訴における事項が、前訴において解決されまたは解決することができたこと」を指摘).

は、その他のすべての主張を審理し、理由がないものと判断する。当裁判所は、控訴を棄却する」。

本件では、原告が、「最後の機会の合意書」の違反に基づき教育委員会が退職願書を受理する判断をしたことに対して、そのような違反が存在しないことの確認を求めた仲裁手続において、教育委員会の決定を支持し、原告は学食での事件で最後の機会の合意書に違反したことを認定した仲裁判断が示された。その後、原告が、「最後の機会の合意書」自体が教員終身雇用法に違反し無効であることを理由とする本件後訴を提起した場合、仲裁判断における請求と本件請求とが同一の取引または事件から生じ、それゆえ必要的請求併合のルールまたは既判事項の原則により本件後訴が遮断されるかどうかが問題となった。

この点について、控訴裁判所は、まず両請求が同一の事件から生じたかどうかを判断する基準として、同一の事実または証拠が両訴訟の追行に重要であるかどうかを指摘しており、「同一証拠の基準」を採用しているようにも思われる。しかし、他方において、異なる種類またはセオリーに基づく救済の主張は、もし単一の主要事実の集合体が救済の主張を生じさせるときは、なお単一の訴訟原因を生じさせるものであること、及び、ある事実の集合体が既判事項の原則との関係で一つの事件を構成するかどうかは、それらの事実が時間、場所、原因または動機の点で関連性を有するかを考慮して、実用的に判断されなければならないことを指摘しており、「同一事件の基準」を採用しているものと考えられる。その上で、仲裁手続における最も重要な点とは、いわゆる最後の機会の合意書にしたがった原告の退職を争うことであった。原告と彼の組合は、その判断の核心において、合意書の違反が存在したかどうかだけでなく、当該合意書そのものが有効かどうかを争う十分な理由を有したのであり、両請求は同一の事件から生じたものと考えられる。そして、当該合意書の有効性は、仲裁手続において解決されまたは解決することができたのであり、かつ、原告は、適切な注意を払ったとしても、彼または組合が最後の機会の合意書の基本的な有効性を争うことができなかった理由を述べていない。それにもかかわらず、原告または彼の関係人は、仲裁手続においてこの主張を提出しなかったので、既判事項の原則または必要的請求併合のルールにより、原告は、本件訴訟の提起を遮断される、と結論付けたものと考えられる。

(34) Marketplace of Rochester Hills v. Comerica Bank [56]

本件の事実及び訴訟経過は以下の通りである。2007年、Comericaは、Marketplaceに対して約2500万円を貸し付けた。Comericaは、その貸付金の担保として、Rochester Hillsの地域に所在するショッピングセンターであるMarketplaceの不動産上に抵当権の設定を受けた。その貸付金に対する追加的な保証として、Steven GrandとGary Sakwaが、個別にかつそれぞれStephen Grund財産信託の受託者及びGary Sakwa生前信託の受託者として（保証人と表示）、保証の合意を行い、それにより、彼らは、Marketplaceの弁済義務を保証した。抵当権の一部として、Marketplaceは、債務不履行の場合、ComericaがMarketplaceの賃借人から賃料及び利益を取り立てることができる旨合意した。当事者の抵当権証書はまた、以下のような連続的な救済方法を定めた。すなわち、「本抵当権証書に定められたすべての救済方法は、本証書、他の合意書に定められまたは法律上認められる他の権利または救済方法とは別個かつ累積的であり、同時、個別または連続的に実行することができる」。

2012年8月、ComericaはMarketplace及び保証人に対して訴えを提起した。その訴状において、Comericaは、当該貸付金が債務不履行となり、また保証人が保証の合意に違反した、と主張した。Comericaはまた、管財人の選任をも求めた。2013年2月に、Marketplaceは反訴を提起し、その中で、Marketplaceは、融資契約書の様々な違反、訴権の濫用、不法妨害及び横領を主張した。当事者は、彼らが事件評価(case evaluation)を受け入れた後、事実新裁判所が請求を棄却した、と主張している。

2013年6月、Marketplaceは本件訴訟を提起し、横領及び不法妨害に基づく請求を主張するとともに、権原の確認及び差止めによる救済を求めた。Marketplaceは、ComericaがMarketplaceの賃借人らに対して不法に直接Comericaに賃料を支払うよう求めた、と主張している。Marketplaceによれば、Comericaは、もはや抵当権に基づく権利を行使することはできない、なぜなら、Comericaは前訴において抵当権に関する請求を主張すべきであったが主張しなかったからである、というものであった。

Comericaは、即座にMCR2168(C)(8)を根拠とする正式事実審理に基づかな

（56）309 Mich.App.579, 873 N.W.2d 332 (2015).

い裁判を申し立てた。Comerica は、前訴における和解は保証人に対して保証契約に基づく債務を免除したが、Marketplace に対しては、抵当権に基づく債務を免除しなかった、と主張している。Comerica はまた、Marketplace は既判事項の原則の問題を放棄した、なぜなら、Marketplace は、Comerica が連続的に救済方法を行使することができるとする抵当権契約に合意したからである、と主張した。

2013 年 10 月、事実審裁判所は、Comerica の正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容した。裁判所は、既判事項の原則は適用されない、なぜなら、Comerica は、Marketplace に対して訴えを提起しなかったからである、と判断した。裁判所は、さらに、Marketplace は、抵当権設定契約の中で Comerica がその権利を連続して行使することができることに合意して、既判事項の抗弁を放棄したとの意見を述べた。最後に、事実審裁判所は、抵当権設定契約の下における Comerica の潜在的な請求は、Comerica の保証人に対する請求におけるものとは同一の事件を含まなかった、と判断した。

Marketplace は、この判決に対して控訴した。まず第一に、Marketplace は、併合のルールが、Comerica に対して前訴において Marketplace に対して提起することのできる受戻権喪失請求を併合することを要求した、と主張する。第二に、Marketplace は、既判事項の原則により、Comerica が連続してそれらの請求について訴えを提起することを遮断される、と主張する。Marketplace の法的主張によれば、Comerica は、Marketplace に対して抵当権に基づくなんらの請求も有しておらず、抵当権に基づき行使するならの権利も有せず、かつ Marketplace の賃借人に対して自己に賃料の支払いを求めるとの Comerica の現在の請求は、違法であるというものであった。これに対して、Comerica は、Marketplace の訴訟は訴えの利益がない、と主張する。Comerica はまた、必要的併合のルールを定める規則 2.203(A) 項の規定にもかかわらず、連続的な求償方法の条項により、Comerica は Marketplace と保証人に対して連続的な訴訟を提起することができると主張する。控訴裁判所は、原告の控訴を棄却し、次のように判示した。

「･･･最初の問題として、Comerica は、Marketplace の訴訟は訴えの利益がない、と主張する。当裁判所は、この見解を採用しない。

[成熟性] 成熟性の原則は、『訴訟の時機に焦点を当てた』訴えの利益に関する

原則である・・・。成熟性の原則は、当事者が、訴えを提起する現実の損害を被ったことを要求する・・・。当事者は、仮定的な紛争に基づく訴訟を前提とすることはできない。

Comerica は、Marketplace の請求は、もっぱら仮定的なものであり、まだ実行されていないが将来実行される可能性のある受戻権喪失請求に基づくものである、と主張する。しかしながら、Marketplace は、Comerica が、『ショッピング・センターの賃借人に対して、すべての支払を [銀行に] 行うよう支持する別の通知書を送付した』、と主張する。もし、前訴に照らして抵当権の有効性に関する Marketplace の主張が正しければ、Comerica は、抵当権に基づいて Marketplace の賃借人に対して自らに支払いをなすよう求める何らの権利をも有しない。賃料の喪失は、現実の損害である。したがって、当裁判所は、Marketplace の請求は、裁判との関係で成熟性を有する、と結論付ける。

[併合]・・・Marketplace は、Comerica は前訴において受戻権喪失請求を併合（陳述）することを要求された、なぜなら、可能性のある受戻権喪失訴訟と前訴の補償請求とは、双方とも貸付金から生じたからである、と主張する。当裁判所は、この見解を採用しない。MCR2.203 は、必要的請求併合及び任意的請求併合のルールを定める。この規定は、次のように定める・・・。両請求は、次のような場合に同一の取引または事件から生じる。すなわち、「同一の事実または証拠が両訴訟の追行にとり重要である場合」、である[(57)]。『救済のために主張される根拠の比較は、適切な基準ではない』[(58)]。

第一の問題として、Comerica は、前訴では保証人に対してのみ訴えを提起したのであり、Marketplace は、前訴の当事者ではなかった、と主張する。Comerica の主張は、正確ではない。その訴状は、前訴において明確に Marketplace を被告当事者として記載している。その訴訟の一部として、Comerica は、Marketplace が債務不履行に陥ったことを主張し、かつ Marketplace に対して、財産の占有及び管理を管財人に引き渡すよう求めた。したがって、前訴の訴状は、Marketplace に対する請求を陳述していた。さらに、Marketplace は、抵当権自体に基づいて数個の反訴請求を提起した。たとえ、

（57）Jones v. State Farm Mut. Auto.Ins. Co., 202 Mich. App. 393, 401, 509N.W.2d 829 (1994)（既判事項の原則に言及）。

（58）*Id.*

Comericaが連続して保証人らに対して訴訟を追行することができるとしても、Comericaは、本件ではそれを行わなかった。Marketplaceは、前訴において相手方当事者であった。

したがって、当裁判所は、MCR2.203(A)項に基づき、Comericaが、保証人に対する訴訟においてMarketplaceに対する可能な請求のすべてを併合することを要求されるかどうかを判断しなければならない。当裁判所は、Comericaは、それらの請求を併合する必要はなかったものと判断する。なぜなら、前訴は、主に保証の合意（及び管財人による保護を必要とする不履行という地位）に基づくものであり、Marketplaceに対する潜在的な受戻権喪失請求とは異なった取引または事件に関わるものであったからである。

両訴訟において、Comericaの請求は、Marketplaceが貸付金に関して債務不履行になったという事実を前提としている。しかし、それはこの一つの事実のみであり、そのことは、同一の事実または証拠が両訴訟の追行にとり重要であることを意味していない。保証契約の違反を立証するためには、Comericaは、以下の事実を証明しなければならなかった。すなわち、(1) 有効な契約が存在したこと、(2) 保証人が契約に違反したこと、及び (3) 損害を被ったこと、である・・・。また、管財人の選任を根拠付けるには、Comericaは、詐欺を排除しまたは差し迫った財産上の損害の危険を防止するために、管財人が必要であることを証明しなければならない・・・。

これとは対照的に、裁判上の受戻権喪失を求める権利を証明するためには、Comericaは、債務が抵当権の対象となっていることを含め、受戻権喪失の制定法上の要件を充足していることを証明しなければないない[59]。Comericaはまた、裁判上の受戻権喪失が公平であることをも証明しなければならない･･･。Comericaは、保証人に対する訴訟において、これらの事実を証明する必要はなかった。それゆえ、いくつかの事実は重複するであろう一方で、同一の事実または証拠は両訴訟にとり重要ではなかった。

当裁判所は、ComericaはMCR2.203(A)項により、保証人に対する訴訟において受戻権喪失請求を併合することを要求されなかった、と結論付ける。したがって、Comericaは、MCR2.203(A)項により、前訴においてMarketplace

(59) *See* MCL600.3105(3).

に対して有するであろう受戻権喪失請求の陳述を要求されなかったとする事実審裁判所の判断は、正当であった。

[既判事項の原則]・・・次に、Marketplace は、事実審裁判所が既判事項の原則は適用することができないと結論付けたことは誤っている、と主張する。Comerica は、Marketplace は、もっぱら既判事項の問題を Comerica の提起した受戻権喪失訴訟における抗弁として提出することができる、と主張した。事実審裁判所はこの点に同意し、既判事項の原則は、Comerica が Marketplace に対して提起した連続した訴訟においてもっぱら主張することのできる抗弁である、と判断した。当裁判所は、Marketplace がもっぱら既判事項の原則を抗弁としてのみ提出することができるとした事実審裁判所の判断は誤っていると判断するが、既判事項の原則により Comerica が Marketplace に対する抵当権を実行することは遮断されないと事実審裁判所が判断した点は正当であった、と判断する。

当事者は、前訴判決に基づいて法律問題として判決を援用することができる[(60)]。既判事項の原則は、『同一の訴訟原因を争う多数の訴訟を防ぐ』[(61)]。既判事項の原則が後訴を遮断するのは、以下の要件を充足するときである。すなわち、『(1) 前訴が、本案について判断されたこと、(2) 両訴訟が、同一の当事者または彼らの関係人を含んだこと、及び (3) 第二の訴訟における事項が、第一の訴訟において争われまたは争うことができたこと、である』[(62)]。既判事項の原則は、『同一の事件から生じ、当事者が適切な注意を払えば、提起することができたが提起しなかったすべての請求』を遮断する[(63)]。まさに必要的併合のルールと同様に、数個の請求は、既判事項の原則との関係では、それらが同一の証拠または重要な事実に関係するならば、同一の事件から生じる[(64)]。

当事者は、典型的には、既判事項の原則を剣としてではなく盾（防御方法）として使用する。しかし、いずれの判例法も、既判事項の原則が、法律問題と

(60) MCR2.116(C)(7).
(61) Adair v. Michigan , 470 Mich.105,121, 680 N.W.2d 386(2004).
(62) *Id*.
(63) *Id*.
(64) *See id*. at 123, 680 N.W.2d 386.

して判決を追求する被告のみによる利用のための抗弁に制限されることを示していない。反対に、他の事例での原告は、既判事項の原則を主張した[(65)]。また、MCR2116(C)(7) は、当事者は、前訴判決に基づいて法律問題として判決を援用することができると規定しており、事実審裁判所における可能な救済として、『訴えの却下』だけではなく、『判決の登録』にも言及している。当裁判所は、もし原告が成熟した請求を主張したならば、原告は、判決の根拠として既判事項の原則を主張することを妨げられない、と結論付ける。したがって、本件が Comerica の Marketplace に対する第二の訴訟を含まなかったことを理由として、Marketplace が既判事項の原則を主張できなかったとした事実審裁判所の判断は、誤っていた。

したがって、当裁判所は、正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容した事実審裁判所の以下のようなもう一つの根拠について検討する。すなわち、既判事項の原則は、Comerica が抵当権に基づく救済を請求することを妨げるようには適用されなかった、なぜなら、保証人に対する訴訟は、抵当権に基づく訴訟におけるのと同一の取引または事件を含まなかったからである、という根拠である。Marketplace は、事件の全体を、Comerica が前訴により将来の訴訟で抵当権を実行することを遮断される、という主張に基づかせている。しかし、当裁判所が先に指摘したように、Marketplace の主張は、誤っている。保証人に対する訴訟は、Comerica の抵当権に基づいて提起することのできる訴訟におけるのと同一の取引または事件から生じなかった。Marketplace の訴訟全体が、Comerica 側の将来の訴訟は既判事項の原則により遮断されるであろうという誤った前提に基づいていたので、当裁判所は、事実審裁判所が Comerica 勝訴の正式事実審理に基づかない裁判を言い渡したのは正当であった、と結論付ける。当裁判所は、控訴を棄却する。Comerica が勝訴当事者として、訴訟費用を負担する。MCR7.219(A).」。

本件では、Comerica が、Marketplace 及び保証人を共同被告とする前訴を提起し、Marketplace が Comerica に対して反訴を提起した(なお、Comerica が、Marketplace に対して訴えを提起したかどうかについて、当事者間に争いがある)。この訴訟は、事件評価手続(和解)を経由して、事実審裁判所による請

(65) *See* Fox v. Martin, 287 Mich. 147, 149, 283 N.W.9 (1938).

求棄却判決で終了した。その後、Marketplace が Comerica に対して本訴を提起し、Comerica は、前訴において抵当権に基づく受戻権喪失請求を併合提起していなかったので、必要的請求併合のルール及び既判事項の原則に基づき、Comerica が連続して受戻権喪失請求に基づき訴えを提起することを遮断される、と主張した（もっとも、本件では、Comerica は、まだそのような受戻権喪失請求に基づき訴えを提起していない）。そこで、前訴請求と本訴請求が同一の取引または事件から生じたものであるかどうかが問題となった。この点について、控訴裁判所は、両請求が同一の取引または事件から生じたかどうかの判断基準として、「同一の事実または証拠が両訴訟の追行にとり重要である場合」を指摘しており、同一証拠の基準を採用しているものと考えられる[(66)]。その上で、前訴は、主に保証の合意及び管財人による保護を必要とする不履行という地位に基づくものであり、Marketplace に対する潜在的な受戻権喪失請求とは異なった取引または事件に関わるものであるとした。両訴訟において、Comerica の請求は、Marketplace が抵当権に関して債務不履行になったという事実を前提としている。しかし、それはこの一つの事実のみであり、そのことは、同一の事実または証拠が両訴訟の追行にとり重要であることを意味しておらず、それゆえ、いくつかの事実は重複するであろう一方で、同一の事実または証拠が両訴訟にとり重要ではなかったとした。したがって、Comerica は MCR2.203(A) 項により、保証人に対する訴訟において受戻権喪失請求を併合することを要求されなかった、と結論付けた。

なお、本件における規則 MCR2.203(A) 項の必要的請求併合のルールの適用については、以下のような解釈論が可能であると考えられる。

---

(66) もっとも、控訴審判決の同一証拠の基準は、本件上告審においてミシガン州最高裁により破棄された。この点について、最高裁は次のように判示した。すなわち、「当裁判所は、必要的併合及び既判事項の原則のための同一事件の基準とは、同一の事実または証拠が両訴訟の追行にとり重要であるかどうか、及び両請求が同一の証拠または同一の重要な事実に関係しているかどうかであることを指摘した控訴裁判所の判決の部分を破棄する。適切な基準とは、それらの事実が時間、場所、原因、または動機の点で関連しているか、及びそれらの事実が適切な審理の単位を形成しているかどうかである・・・。同一事件の基準を本件に適切に適用した場合、控訴裁判所の採用した結論は、正当である・・・」。*See* Marketplace of Rochester Hills Parcel B, LLC v. Comerica Bank, 498 Mich.934, 871NW.2d 710 (2015).

まず第一に、本件前訴は保証人に対する訴訟なので、Marketplace を被告とすることは、当事者適格を欠く。したがって、Marketplace を被告とする訴えは本来不適法であり、前訴で判断されていないので、規則 2.203 は適用されない。

第二に、Marketplace を被告とする訴えは、管財人を請求するためのものであり、かつ保証人に対する請求と任意的に当事者併合がされているから、両者は同一の取引または事件から生じたと考えられるところ、これらと、Marketplace を被告とする受戻権喪失訴訟は、同一の事実又は証拠に基づくものとはいえないから、両者は同一の取引または事件から生じたものとは考えられないので、規則 2.203 は適用されない。

第三に、仮に前訴での Marketplace を被告とする訴えは、Marketplace を被告とする受戻権喪失訴訟と同一の取引または事件から生じたとしても、Marketplace は、Comerica による連続的な救済に同意しており、既判事項の原則を放棄したと考えられるので、規則 2.203 は適用されない、との解釈論が考えられる。

(35) Garrett v. Washington [67]

本件は、原告と Washington との間における 2013 年 1 月 4 日の自動車事故から生じた。事故当時、原告は、State Farm と無過失自動車保険を契約していた。2013 年 6 月 3 日、原告は、個人保護保険 (PIP) 上の利益を求めて State Farm に対して訴えを提起し、それゆえ最初の訴訟を開始した。最初の訴訟は事件評価に進み、最終的に事件評価による裁定額を相互に承認することにより解決された（2014 年 2 月 20 日付けの事件評価の結果に関する通知）。事実審裁判所は、引き続いて、2014 年 4 月 22 日の和解協議において、請求を棄却した。これと同じ日に、原告は、本件における第三者賠償責任保険に基づく訴えを提起し、Washington に対する過失を根拠とする請求、及び 2 万ドルの額の無保険運転者保険（UM）上の利益を求めて、State Farm に対して契約違反を根拠とする請求を主張した。原告は、最初の訴訟と本件訴訟とを併合すべき旨の申立てをした。2014 年 5 月 5 日、事実審裁判所は、最初の訴訟において最終的な裁判を登録し、両訴訟を併合すべきものとする原告の申立てを却下するとともに、最初の訴訟について請求を棄却した (dismissed・・・with

(67) 314 Mich.App.436, 886 N.W.2d 762 (2016).

prejudice)。2014 年 5 月 28 日、State Farm は、本件において答弁書を提出し、積極的抗弁として、無保険運転者保険（UM）上の利益を求める原告の請求は、既判事項の原則により遮断される、と主張した。・・・State Farm は、以下のように主張した。すなわち、(1) 事実審裁判所は、State Farm に対する請求について訴訟対象に関する管轄権を欠いた、なぜなら、原告は、無保険運転者保険（UM）上の利益として 2 万ドルのみを要求したからである、(2) 無保険運転者保険（UM）上の利益を求める原告の請求は、前訴において解決することができたのであり、それゆえ既判事項の原則により遮断された、そして (3) 原告の請求は、MCR2.203(A) 項の規定する必要的請求併合のルールに基づき遮断される、というものであった。原告は、2014 年 7 月 11 日、以下のような答弁を行った。すなわち、(1) 事実審裁判所は、訴訟対象について管轄権を有する、なぜなら、すべての被告らに対する係争物の総額は 2 万 5 千ドルを超えているからである、(2) 無保険運転者保険（UM）上の利益を求める原告の請求は、既判事項の原則により遮断されなかった、なぜなら、無保険運転者保険（UM）上の利益を求める請求は、個人保護保険 (PIP) 上の利益を求める請求とは、根本的に異なっているからである、そして (3) 必要的併合のルールは、原告が最初の訴訟に無保険運転者保険（UM）上の利益を求める請求を併合することを要求しなかった、というものであった。

事実審裁判所は、2014 年 7 月 18 日、State Farm の正式事実審理に基づかない裁判の申立てについて審理を行った。原告の訴訟代理人は、事実審裁判所は、本件において訴訟対象に関する管轄権を有する、なぜなら、State Farm 及び Washington の両者に対する請求は、2 万 5 千ドルを超えているからである、と主張した。事実審裁判官は、最終的にこの主張を認めた。事実審裁判所は、無保険運転者保険（UM）上の利益を求める原告の請求は既判事項の原則により遮断される、と判断した。事実審裁判所は、当裁判所の判例集未搭載の判例である Graham v. State Farm Mut. Auto. Ins. Co. 事件 (68) における推論にしたがい、State Farm 勝訴の正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認

(68) Unpublished opnion per curiam of the Court of Appeals, issued February 18, 2014 (Docket No. 313214, 2014 WL 667512). この判例については、拙稿「民事訴訟における必要的請求併合のルール (6) －ミシガン裁判所規則における必要的請求併合のルールを中心として－」駒澤法曹第 16 号 48 頁以下（2020）を参照。

容した。事実審裁判所は、2014 年 7 月 22 日に裁判を登録し、State Farm に対する請求を棄却した (dismissing・・・with prejudice)。2014 年 8 月 27 日、事実審裁判所は、残りの Washington に対する請求につき訴え却下（訴えの取下げ）の裁判を登録し、これが本件における終局的裁判となった。この判決に対して、原告が控訴。控訴裁判所は、以下のように判示して、1 審判決を取り消し差し戻す判決を言い渡した。

「[既判事項の原則]・・・控訴審において、原告は、無保険運転者保険（UM）上の利益を求める原告の請求が既判事項の原則により遮断されるとした事実審裁判所の判断は誤っている、と主張する。当裁判所は、Adam 事件における当裁判所の判断に従い原判決を取り消し差し戻すことを要求される[69]。しかし、当裁判所は、Adam 事件の裁判は誤っていると考える。

当裁判所は、事実裁判所の正式事実審理に基づかない裁判と既判事項の原則の適用の双方について覆審的に審査する・・・。『既判事項の原則は、多数の訴訟による費用と応訴の煩から当事者を救済し、司法資源を保護し、かつ判決の信頼性を促進する、すなわち訴訟の終結を促進することを目的としたものである』[70]。既判事項の原則が請求を遮断するためには、以下の三つの要件が充足されなければならない。すなわち、『(1) 前訴が本案について判断されたこと、(2) 両訴訟が同一の当事者または彼らの関係人を含むこと、及び (3) 後訴における事項が、前訴において解決されまたは解決することができたこと、である』[71]。『既判事項の原則の適用があることの証明責任は、この原則を主張する者が負担する』・・・。本件訴訟の両当事者が前訴の当事者であったし、また前訴が本案について判断されたことは、争いがない。いずれにしても、『事件評価の承認は、本質的に同意判決 (consent judgment) であり』[72]、かつ『既判事項の原則が、同意判決に適用される』[73]。本件において争いがあるのは、既判事項の原則の第三の要件、すなわち、無保険運転者保険（UM）上の利益

(69) Adam v. Bell 311 Mich. App. 528, 879N.W.2d 879(2015).

(70) Bryan, 304 Mich.App. at 715, 848N.W.2d 482(*citation omitted*).

(71) Adair v. Michigan, 470Mich.105, 121, 680N.W.2d 386(2004).

(72) CAM Cnstr. V. Lake Edgewood Condo. Ass'n, 465Mich. 549, 555, 640N.W.2d 256 (2002),

(73) Ditmore v.Michalik, 244 Mich. App. 569, 576, 625 N.W. 2d 462(2001).

を求める原告の請求は、前訴において争うことのできた請求であるかどうか、ということである[(74)]。

我が最高裁判所は、『既判事項の原則について広い見解を採用してきたのであり、その原則は、すでに争われた請求だけではなく、同一の事件から生じ、当事者が適切な注意を払えば提起することができたが提起しなかったすべての請求をも遮断する、と判示した』[(75)]。したがって、既判事項の原則の第三の要件を審理する際、ミシガン州裁判所は、より狭い『同一証拠の基準』ではなく、しばしば『事件の基準』と呼ばれる広く実用的な『同一事件の基準』を使用する[(76)]。それゆえ、同一の証拠が請求を根拠付けるために必要であるかどうかは、『何らかの関連性を有する一方で、決定的な問題とは、本件における請求が前訴における原告の請求と同一の事件の一部として生じたかどうか』である[(77)]。事件の基準によれば、『請求とは、原告が利用することのできる実体法上のセオリーの数、またはそれらのセオリーから生じる様々な救済の方式にもかかわらず、事実的な関係において理解され、かつ事件と同じ範囲内にあるものと考えられる』[(78)]。最高裁は、『事件の基準によれば、異なる種類またはセオリーに基づく救済の主張は、もしも単一の主要事実の集合体が救済の主張を生じさせるときは、なお単一の訴訟原因を構成する』、と説明した[(79)]。『一つの事実の集合体が、既判事項の原則との関係において一つの事件を構成するかどうかは、それらの事実が、時間、場所、原因または動機の点で関連性を有しているか、及びそれらの事実が適切な審理の単位を形作っているかどうかを考慮して、実用的に判断されなければならない』[(80)]。

本件について裁判するにあたり、事実審裁判所は Graham 事件における推論にしたがい、これと反対の推論を採用した Miles v. State Farm Mut. Auto.

(74) *See* Adair, 470 Mich. at 121, 680 N.W.2d 386.

(75) Adair, 470Mich.at 121, 680N.W.2d 386(*emphasis added*).

(76) *Id*. at 123-125, 680N.W.2d 386.

(77) *See id*. at 125, 680N.W.2d 386.

(78) *Id*. at 124 , 680 N.W.2d 386(*citation omitted; emphasis added*).

(79) *Id*. at 124 , 680N.W.2d 386(*citation omitted*).

(80) *Id*. at 125 , 680N.W.2d 386(*alteration in original*), *quoting* 46 Am. Jur. 2d., Judgments, §553, p. 801.

Ins. Co.[81] 事件判決に従わなかった。しかしながら、事実審裁判所が本件について裁判した後、当裁判所は、Adam 事件において、明確に Miles 事件における推論の多くを採用した[82]。Adam 事件では、原告は、『Susan Bell の運転する車に追突され負傷した』[83]。Adam は、続いて無過失責任保険上の保険者に対して訴えを提起し、個人保護保険 (PIP) 上の利益を求める請求を主張し、その請求について保険者と和解した後、不利益を伴う却下（棄却）の裁判の登録に同意した[84]。およそ 2 カ月後、Adam は、『Susan Bell に対して過失を主張して第三者保険上の訴訟を提起し、事故に関係した自動車の所有者に対する所有者の責任に基づく請求を主張するとともに、無保険運転者保険（UM）上の利益に関する保険者に対する契約違反の請求を主張した』[85]。保険者は、正式事実審理に基づかない裁判を申し立て、Adam の無保険運転者保険（UM）上の請求は、既判事項の原則により遮断されると主張し、事実審裁判所はこの主張を認めた[86]。『個人保護保険 (PIP) 上の利益を求める前訴が同一の当事者を含んでいたこと、および前訴が本案について判断されたことについては、何らの争いもなかった』[87]。それゆえ、唯一の争点とは、『両訴訟が同一の事件から生じ、原告が適切な注意を払えば、前訴において無保険運転者保険（UM）上の請求を提起することができたかどうか、である』[88]。Adam 事件を担当した〔控訴〕裁判所は、既判事項の原則との関係で事件の基準を適用し、個人保護保険 (PIP) 上の利益を求めて保険者に対して提起した前訴にも関わらず、既判事項の原則は、原告の新たな請求を遮断しなかった。すなわち、『実用的なアプローチを使用すれば、当裁判所は、原告の個人保護保険 (PIP) 上の利益を求める訴訟と、不法行為及び契約上の訴訟とは双方とも同一の自動車事故から生じたものではあるが、両訴訟には動機及び請求を提起した時期において重

(81) Unpublished Opinion per curiam of the Court of Appeals, issued May 6, 2014(Docket No. 311699, 2014 WL1856406).
(82) *See* Adam, 311 Mich. App. 528, at 533-536, 879N.W. 2d 879.
(83) *Id*. at 530, 879N.W.2d 879.
(84) *Id*.
(85) *Id*. at 530-531, 879N.W.2d 879.
(86) *Id*. at 531, 879N.W.2d 879.
(87) *Id*. at 532, 879N.W.2d 879.
(88) *Id*.

要な違いも存在しており、それらは適切な審理の単位を形作っていなかった、と判断する。さらに、既判事項の原則を本件の事実に適用することは公正さを促進せず、かつ無過失責任保険法により示される立法者の意思と矛盾するであろう。無過失責任保険法は、個人保護保険 (PIP) 上の利益の迅速な支払を定める。他方において、それは、無保険運転者保険（UM）上の利益を求める契約上の請求を根拠付ける第三者不法行為請求を提起する権利を、厳格に制限している』[89]。判決を言い渡す際、裁判所は、Miles 事件判決が有益かつ説得的であると考え、明確に以下のような Miles 事件判決の推論の重要な部分を採用した。すなわち、Miles の個人保護保険 (PIP) 上の利益を求める請求と無保険運転者保険（UM）上の利益を求める請求とは、同一の事故から生じ、かつ同一の侵害と保険証券を含んでいる。そのような理由で、両請求に関連する事実との間には実質的な重複が存在している。しかし、そのようにいえるとしても、両類型の請求間には、重要な違いもまた存在している。

自動車の所有、運転または維持から生じた事故により負傷した者は、過失を証明することなく、直ちに個人保護保険 (PIP) 上の利益を得ることができる[90]。個人保護保険 (PIP) 上の利益は、負傷した者がその利益の支払を即座に受け、回復までの間に、適切なケアを受けることができるよう確保することを目的としたものである[91]。さらに、負傷した者は、個人保護保険 (PIP) 上の利益の違法な支払拒絶を理由として保険者を訴えるための限られた期間を有する[92]。負傷した者は、直ちに個人保護保険 (PIP) 上の利益を受ける権利を有し、差し迫った必要のためにこれらの利益を求め、かつそれらの利益の支払が違法に拒絶された時、彼らが適時にその回復を求めて訴えなければ、それらの利益を失うので、負傷した者は、保険者が負傷した者の個人保護保険 (PIP) 上の利益を求める請求を拒否した後、直ちに個人保護保険 (PIP) 上の利益を求める請求について訴えを提起する強い動機を持つのである。

個人保護保険 (PIP) 上の利益を求める請求とは対照的に、無保険運転者保険（UM）上の権利を立証するためには、負傷した者は、保険契約において定め

---

(89) [*Id*. at 533, 879N.W.2d 879.]

(90) *See* MCL 500.3105(2);MCL 500.3107.

(91) Shavers v. Attorney General, 402Mich. 554, 578-579, 267N.W.2d 72(1978).

(92) *See* MCL 500.3145(1).

られているように、過失を証明することができなければならない。すなわち、負傷者は、無保険運転者が負傷者の損害を生じさせ、かつ発生した損害について不法行為上の責任を負うことを証明することができなければならない[(93)]。特に重要なのは、これは、負傷者が最初の要件である損害を被ったことを主張しかつ証明することができなければならないことを意味する[(94)]。それゆえ、死亡または永続的かつ重大な外観上の損傷の場合を除いて、負傷者は、この最初の要件を充足させるため、彼の受けた負傷により、負傷者が通常の生活を送ることのできる一般的な能力に影響を及ぼす重要な身体の機能が害されたことを証明しなければならない[(95)]。そして、この点は、次にしばしば負傷者の負傷の性質及び程度や、時間の経過による負傷者の予後についての証拠を必要とし、また負傷により負傷者が通常の生活を送ることのできる能力に悪影響が生じたことの証拠を必要とする[(96)]。それゆえ、負傷者は、事故後比較的短時間のうちに、個人保護保険 (PIP) 上の利益を求める請求をするという有意義な判断をするために必要なすべての事実を有する一方、同じことは、無保険運転者保険（UM）上の利益を求める請求を負傷者が行うことができる場合については、妥当しない。最後に、負傷者の無保険運転者保険（UM）上の利益を求める請求は、負傷者の介護及び回復に関連した緊急の費用に対する賠償と異なり、過去及び将来の苦痛及びその他の経済的及び精神的損害に対する賠償を含んでいる[(97)]。以上の理由により、個人保護保険 (PIP) 上の利益を求める請求は、無保険運転者保険（UM）上の利益を求める請求とは、証拠の特質及び請求の動機の双方の点で本質的に異なっている[(98)]。

Adam 事件を審理した裁判所は、以上の結論は、さらに MCL500.3145(1) に基づき個人保護保険 (PIP) 上の利益を求める請求に適用される『基本的な 1 年の出訴期限』及び『1 年延長ルール (one-year-back rule) 』によって支持される、

(93) *See* Auto Club Ins. Ass'n v. Hill, 431 Mich. 449 , 465-466, 430 N.W.2d 636(1988).

(94) *Id*. at 466, 430 N.W.2d 636(citing MCL 500. 3135(1))。

(95) MCL 500. 3135(1) and (5).

(96) *See* McCormick v. Carrier, 487 Mich. 180, 200-209, 795 N.W. 2d 517(2010).

(97) Dawe v. Bar-Levav & Assoc. (On Remand), 289 Mich. App.380, 408-410, 808N.W.2d 240(2010)（過失訴訟において付与される経済的及び精神的損害の性質について論じる）。

(98) [*Id*.at 534-535, 808N.W.2d 240(*quotation marks and citation omitted*)].

と判断した（これらは、無保険運転者保険（UM）上の利益を求める契約上の請求に適用するのは不適切である、と判断された）[99]。それゆえ、Adam 事件を審理した裁判所は、最終的に、『既判事項の原則を適用してもっぱら潜在的な無保険運転者保険（UM）上の利益を求める請求と個人保護保険 (PIP) 上の利益を求める請求との必要的併合を要求することは、これら双方の非常に異なった類型の無過失 (no fault）請求についての全く異なる制定法上の取扱いと矛盾するであろう』、と判示した[100]。したがって、Adam 事件を審理した裁判所は、保険者勝訴の正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容した事実審裁判所の裁判を取り消し、さらに審理を行わせるため事件を事実審裁判所に差し戻した[101]。Adam 事件判決が、本件において妥当する。両事件において、原告は、最初に個人保護保険 (PIP) 上の利益を求めて訴えを提起し、その訴えは、原告が無保険運転者保険（UM）上の利益を求める請求について訴えを提起する前に、和解により終結した[102]。それゆえ、既判事項の原則は　個人保護保険 (PIP) 上の利益を求める請求についての和解後に提起された無保険運転者保険（UM）上の利益を求める請求を遮断しない、との Adam 事件における裁判所の判断が、本件にも適用される[103]。したがって、当裁判所は、既判事項の原則は原告の無保険運転者保険（UM）上の利益を求める請求を遮断しない、と結論付けることを強制される[104]。

（99）*See* Adam, 311 Mich. App. 528, at 536-537, 879N.W. 2d 879. MCLA500.3145(1) は、次のように定める。すなわち、「事故による身体的損傷について定める本章において支払うことのできる個人保護保険上の利益を求める訴えは、その損傷を生じさせた事故の日から１年を超えて提起することはできない。ただし、４項に定める書面による損傷の通知が事故から１年内に保険者に対してなされたとき、または保険者が以前にその損傷に対して個人保護保険上の利益の支払を行っていたときは、この限りではない」。また、同条２項は、「・・・もし通知がなされまたは支払がなされていた時は、最も最近の正当な費用、労働損失、または遺族における損失が生じた後１年内のいずれの時点においても提起することができる・・・」と定める。

（100）*Id*. at 538, 879 N.W.2d 879. なお、判例は両請求を無過失請求と述べるが、無保険運転者保険（UM）上の権利に基づく請求は、過失を前提とした請求であるように思われる。

（101）*Id*. at 538, 879N.W.2d 879.

（102）*See* Adam, 311Mich. App. at 530-531, 879N.W. 2d 879.

（103）*See id*. at 536, 879N.W.2d 879.

（104）*See id*.

しかしながら、当裁判所は、Adam 事件における判示を支持してはおらず、もし当裁判所が Adam 事件における判示に拘束されないとすれば、本件における無保険運転者保険（UM）上の利益を求める請求は、既判事項の原則により遮断されると結論付けるであろう。本件における両請求は、単一の主要事実の集合体から生じた[105]。個人保護保険 (PIP) 上の利益を求める請求と無保険運転者保険（UM）上の利益を求める請求は、同一の自動車事故から生じ、かつすべての同一当事者を含んでいる。さらに、個人保護保険 (PIP) 上の利益を求める請求と無保険運転者保険（UM）上の利益を求める請求は、時間、場所、原因、及び動機の点で関連しており、かつ両請求を結びつけることが、適切な審理の単位を形作る。なぜなら、それらの請求は同一の当事者、同一の自動車事故、及び同一の法典を含むからである[106]。さらに、本件での既判事項の原則の適用は、同一の当事者や同一の自動車事故を含んだ多数の訴訟による費用や応訴の煩から当事者を解放し、司法資源を節約し、かつ裁判の終局性を促進する[107]。したがって、当裁判所は、もし当裁判所が Adam 事件における判示に拘束されないとすれば、両請求は同一の事件を構成する、と結論付ける[108]。

さらに、当裁判所は、それらの請求の主張に際し、既判事項の原則の適用を妨げるような時間及び動機の点で、重要な相違があるとは考えない。原告は、無保険運転者保険（UM）上の利益を求める請求に関する訴えを、個人保護保険 (PIP) 上の利益を求める請求についての和解からおよそ 2 カ月後、かつ個人保護保険 (PIP) 上の利益を求める請求について最終的な裁判が登録される日のおよそ 2 週間前に提起した。さらに、無保険運転者保険（UM）上の利益を求める請求に関する訴えは、事実審裁判所が、事件評価手続における和解に従い個人保護保険 (PIP) 上の利益を求める請求を棄却すると判断したその日に提起された。原告が、無保険運転者保険（UM）上の利益を求める請求に関する訴えを、個人保護保険 (PIP) 上の利益を求める請求についての和解からおよそ 2 カ月後に提起したという事実は、もし彼が適切な注意を払えば、事件評価手続における判断を受け入れる前に、最初の訴訟における訴えを変更し、無保険運

(105) *See* Adair, 470 Mich. at 124, 680 N.W.2d 386.

(106) *See id*. at 125, 680N.W.2d 386.

(107) *See* Bryan, 304 Mich.App. at 715, 848N.W.2d 482.

(108) Adair, 470Mich. at 124, 680N.W.2d 386.

転者保険（UM）上の利益を求める請求を追加することができたことを示している。原告が最初の訴訟において訴えを変更し、無保険運転者保険（UM）上の利益を求める請求を追加しようとした兆候はない。それどころか、原告は個人保護保険 (PIP) 上の利益を求める請求についての和解後に別訴を提起し、かつ両事件の弁論を併合しようとした。両事件の時期もまた、原告が最初の訴訟の時点において無保険運転者保険（UM）上の利益を求める請求を提起するために必要とされる十分な情報を有しなかったという根拠を薄弱なものにする。なぜなら、原告は、個人保護保険 (PIP) 上の利益を求める請求についての和解からわずか２カ月後に、無保険運転者保険（UM）上の利益を求める請求に関する訴えを提起したからである。原告は、彼が個人保護保険 (PIP) 上の利益を求める請求についての訴えを提起した時点では、彼の受けた損害の性質と範囲を知ることができなかったと主張しているが、その主張についての立証を行っていない。両事件においてそれらの請求が提起された時期に基づき、当裁判所は、原告が、個人保護保険 (PIP) 上の利益を求める請求についての訴えが提起された時点で、無保険運転者保険（UM）上の利益を求める請求に関する訴えの提起に必要な彼の健康状態に関する十分な情報を有していなかったとは考えない[(109)]。

当裁判所はまた、両請求が付与される救済の方式の点で異なっているとする原告の主張を採用しない。Adair 事件においてミシガン最高裁が明確に指摘したように、同一の事件の基準は、『実体法上のセオリーの数、またはそれらのセオリーから生じる異なった救済の方式に関わりなく』適用される[(110)]。個人保護保険 (PIP) 上の利益を求める請求と無保険運転者保険（UM）上の利益を求める請求が、異なる救済の方式を含んでいることは、既判事項の原則との関係で、両請求が同一の事件を構成するかどうかの分析に影響を及ぼさなかった[(111)]。原告は、控訴審の準備書面において、彼が最初の訴えを提起した時点で無保険運転者保険（UM）上の利益を求める権利があることを知り得なかったのであり、無保険運転者保険（UM）上の利益に基づく請求を証明するために必要な証拠を収集することができなかったことを指摘する。原告は、基本

（109）Adair, 470 Mich. at 125, 680N.W.2d 386.

（110）Adair, 470Mich. at 124,680 N.W.2d 386(*quotation marks and citation omitted*).

（111）*See id*.

的に、既判事項の原則は適用されない、なぜなら、両請求は異なる証拠を含んでいたからである、と主張する[112]。しかしながら、『同一の証拠』の基準は、ミシガン州では、『同一の事件』の基準が支持されたため拒絶された[113]。同一の事件の基準によれば、その要件は、単一の主要事実の集合体が救済の請求を生じさせる、ということである[114]。先に議論されたように、個人保護保険(PIP)上の利益を求める請求と無保険運転者保険（UM）上の利益を求める請求は、同一の事件の一部である。したがって、ある請求が既判事項の原則により遮断されるかどうかを判断するための広いアプローチによれば、当裁判所は、本件の原告の無保険運転者保険（UM）上の利益を求める請求は、個人保護保険(PIP)上の利益を求める請求に基づく最初の訴訟において提起することができたと判断する[115]。しかしながら、当裁判所は、Adam事件における当裁判所の裁判に拘束されるので、さらに手続を進めさせるため本件を取り消し差し戻すことを強制される[116]。

[実益の喪失]State Farmは、控訴棄却を求めるための二つの選択的な根拠を主張する。すなわち、実益の喪失とMCR2.203(A)項の定める必要的併合である。まず第一に、State Farmは、本件控訴審において原告が提出した争点は実益を欠くにいたった、なぜなら、原告は事実審裁判所においてWashingtonに対する訴えを取り下げた時点で、Washingtonに対する判決を得る機会を排除したからである、と主張する。当裁判所は、この見解を採用しない。当裁判所は、覆審的にある争点が実益を欠くにいたったかどうかを審査する[117]。当裁判所は、実益の喪失に関する問題とは考えない[118]。『ある問題は、もし裁判所の裁判が、現在の紛争について何らかの理由により実際的な法律上

(112) *See id.*(同一の証拠の基準は、原告の主張する救済のセオリーと結び付いており、その結果、両請求は同一の事件の一部ではあるが、なお別個の訴訟原因と考えられるであろう。なぜなら、それらの請求が根拠とするセオリーを証明するために必要な証拠は異なっているからである)(*citation omitted*).

(113) *See id.* at 124-125, 680N.W.2d 386.

(114) *Id.* at 124, 680N.W.2d 386.

(115) *See id.* at 121, 680N.W.2d 386.

(116) *See* Adam, 311Mich.App. at 537-538, 879N.W.2d 879.

(117) *See* Thomas M. Cooley Law School v. Doe 1, 300 Mich. App.245, 254, 833 N.W.2d 331(2013).

(118) *Id.*

の効果を有することができないときは、実益を欠く』[119]。『控訴するためには、当事者は、不服のある当事者でなければならない』[120]。『控訴審において、当事者は、事実審裁判所の裁判により影響を受けることを証明しなければならない』[121]。『ある争点は、後続する事情により控訴裁判所が救済を形成することが不可能となる場合に、実益を欠くにいたる』[122]。Washington に対する訴えを却下した事実審裁判所の裁判は、明確にその却下は不利益を伴わないものであったことを示している。『不利益を伴わない訴えの却下は、本案に関する紛争についての裁判ではなく、かつ何らの訴訟も提起されなかったのと同様に、訴訟の主題全体について他の訴訟を利用することができる』[123]。『不利益を伴わないという用語は、同一の対象についてさらに訴訟手続を取ることができる権利または特権を意味し、かつその却下は、本案について既判事項となることを意図していない』[124]。それゆえ、Washington に対する不利益を伴わない訴え却下は、原告が被告に対して将来のある時点において過失に基づく請求を主張することを妨げないであろう[125]。実益の喪失に関する State Farm の主張は、結果として必然的に成り立たない。

[必要的併合]State Farm はさらに、MCR2.203(A) 項の定める必要的請求併合のルールによれば、原告の無保険運転者保険（UM）上の利益を求める請求は遮断される、なぜなら、原告はその請求を最初の訴訟において併合しなかったからである、と主張する。当裁判所は、Adam 事件における当裁判所の裁判に拘束されるので、その見解を採用しない。・・・両請求が、MCR2.203(A) 項との関係で同一の取引または事件から生じたかどうかを判断する場合には、既

（119）*Id.*(*citation omitted*).

（120）Kieta v. Thomas M. Cooley Law School, 290Mich.App.144, 147, 799N.W.2d 579 (2010).

（121）*Id.*

（122）*Id.*

（123）Grimmer v. Lee, 310Mich.App.95, 102, 872N.W.2d 725(2015), *quoting* McIntyre v. McIntyre, 205Mich. 496, 499, 171N.W.393(1919).

（124）Grimmer, 310Mich.App. at 102, 872 N.W.2d 725, *quoting* McIntyre, 205 Mich. at 499, 171N.W.393.

（125）*See id.*

判事項の原則が適用されなければならない[126]。

先に説明したように、Adam 事件判決によれば、最初の訴訟における個人保護保険 (PIP) 上の利益を求める原告の請求と、その後の本訴における無保険運転者保険（UM）上の利益を求める原告の請求は、同一の『事件』の一部ではなかった[127]。それゆえ、当裁判所は Adam 事件判決に従うよう強制されるので、当裁判所は、両請求は、MCR2.203(A) 項との関係で同一の取引または事件から生じなかったと結論付ける[128]。したがって、必要的併合は事実審裁判所の判決を維持するための可能な選択的な根拠ではない。しかしながら、当裁判所が Adam 事件判決に従うよう強制されないとすれば、当裁判所は、原告が最初の訴訟が開始された時点において、無保険運転者保険（UM）上の利益を求める請求を最初の訴訟と併合しなかったことは、MCR2.203(A) 項に違反する、と結論付けるであろう。原告は、最初の訴訟において個人保護保険 (PIP) 上の利益を求める請求を訴答した訴えを提起したが、無保険運転者保険（UM）上の利益を求める請求を併合しなかった。原告は、その後、無保険運転者保険（UM）上の利益を求める請求を含む訴えを提起し、両事件の併合を求める申立てを行った。事実審裁判所は、原告の申立てを却下した。それ故、原告は、最初の訴訟において訴状を送達した時点において、無保険運転者保険（UM）上の利益を求める請求を併合しなかったのであり、それは、MCR2.203(A) 項に違反している。しかしながら、当裁判所は、Adam 事件判決に従うことを強制されるので、原告の訴訟は MCR2.203(A) 項に違反しなかった、と判示する。

以上のような理由に基づき、当裁判所は、Adam 事件における当裁判所の裁判により、当裁判所の意見にしたがった審理をさらに行わせるため、原判決を取り消し差し戻すものとする。当裁判所は、管轄権を保持しない」。

本件では、原告が、自動車事故に基づき、保険者である被告に対して最初に

---

(126) *See* Marketplace of Rochester Hills v. Comerica Bank, 309 Mich. App579, 586,873 N.W.2d 332(2015)(既判事項の原則を用いて MCR2.203(A) 項を解釈), *vacated in Part on other grounds* 498 Mich. 934, 871 N.W. 2d 710(2015); Pierson Sand & Gravel, Inc. v. Keeler Brass Co., 460Mich. 372, 394 n.12, 596N.W.2d 153(1999)(TAYLOR, J., dissenting)(MCR2.203(A) 項は、既判事項の原則と一致するような形で、当事者に対して、訴答者が相手方に対して有するすべての請求を併合することを要求する).

(127) *See* Adam, 311 Mich. App.at 532-536, 879N.W.2d 879.

(128) *See id.*

個人保護保険 (PIP) 上の利益を求める請求に基づき訴えを提起し、事件評価による裁定額の承認を経て、最終的に請求棄却判決（同意判決）が登録された後、同一の原告が、同一の自動車事故に基づき、同一の被告に対して、無保険運転者保険（UM）上の利益を求める請求に基づく後訴を提起した場合、両請求が同一の事件から生じ、したがって、既判事項の原則及び必要的請求併合のルールに基づき、後訴請求が遮断されるかどうかが問題となった。

まず、ミシガン州裁判所は、既判事項の原則及び必要的請求併合のルールとの関係で、どのような後訴請求が遮断されるかの基準について、より狭い「同一証拠の基準」ではなく、しばしば「事件の基準」と呼ばれる広く実用的な「同一事件の基準」を採用している。事件の基準によれば、異なる種類またはセオリーに基づく救済の主張は、もしも単一の主要事実の集合体が救済の主張を生じさせるときは、なお単一の訴訟原因を構成するとされる。そして、一つの事実の集合体が、既判事項の原則との関係において一つの事件を構成するかどうかは、それらの事実が、時間、場所、原因または動機の点で関連性を有しているか、及びそれらの事実が適切な審理の単位を形作っているかどうかを考慮して、実用的に判断されなければならない、とする。

このような判断基準を前提として、上記の問題については、相対立する二つの控訴裁判所の判例が存在している。まず第一に、Adam 事件判決では、〔控訴〕裁判所は、既判事項の原則との関係で事件の基準を適用し、個人保護保険 (PIP) 上の利益を求めて保険者に対して提起した前訴にも関わらず、既判事項の原則は、原告の新たな請求を遮断しなかった、と判示した。裁判所は、両請求は双方とも同一の自動車事故から生じたものではあるが、両訴訟には動機及び請求を提起した時期において重要な違いも存在しており、それらは適切な審理の単位を形作っていなかった、とした。また、既判事項の原則を本件の事実に適用することは公正さを促進せず、かつ無過失責任保険法により示される立法者の意思と矛盾することを指摘する。自動車の所有、運転または維持から生じた事故により負傷した者は、過失を証明することなく、直ちに個人保護保険 (PIP) 上の利益をうることができる。個人保護保険 (PIP) 上の利益は、負傷した者がその利益の支払を即座に受け、回復までの間に、適切なケアを受けることができるよう確保することを目的としたものである。負傷した者は、保険者が負傷した者の個人保護保険 (PIP) 上の利益を求める請求を拒否した後、直

ちに個人保護保険 (PIP) 上の利益を求める請求について訴えを提起する強い動機を持つ。これとは対照的に、無保険運転者保険（UM）上の権利を立証するためには、負傷した者は、保険契約において定められているように、過失を証明することができなければならない。すなわち、負傷者は、無保険運転者が負傷者の損害を生じさせ、かつ発生した損害について不法行為上の責任を負うことを証明することができなければならない。以上の理由により、個人保護保険 (PIP) 上の利益を求める請求は、無保険運転者保険（UM）上の利益を求める請求とは、証拠の特質及び請求の動機の双方の点で本質的に異なっており、両請求は、同一の事件を構成しない、と判示した。

これに対して、第二に、Graham 事件の採用した判断基準によれば、本件では、両請求は、単一の主要事実の集合体から生じた、と判断された。個人保護保険 (PIP) 上の利益を求める請求と無保険運転者保険（UM）上の利益を求める請求は、同一の自動車事故から生じ、かつすべての同一当事者を含んでいる。さらに、個人保護保険 (PIP) 上の利益を求める請求と無保険運転者保険（UM）上の利益を求める請求は、時間、場所、原因、及び動機の点で関連しており、かつ両請求を結びつけることが、適切な審理の単位を形作る。なぜなら、それらの請求は同一の当事者、同一の自動車事故、及び同一の法典を含むからである。さらに、本件での既判事項の適用は、同一の当事者や同一の自動車事故を含んだ多数の訴訟による費用や応訴の煩から当事者を解放し、司法資源を節約し、かつ裁判の終局性を促進する。したがって、両請求は同一の事件を構成し、それゆえ、後訴請求は、既判事項の原則により遮断される、と判示された。また、原告が、無保険運転者保険（UM）上の利益を求める請求に関する訴えを、個人保護保険 (PIP) 上の利益を求める請求についての和解からおよそ 2 カ月後に提起したという事実は、もし彼が適切な注意を払えば、事件評価手続における判断を受け入れる前に、最初の訴訟における訴えを変更し、無保険運転者保険（UM）上の利益を求める請求を追加することができたことを示しているとした。

本件の第 1 審裁判所は、Graham 事件判決に従い、後訴請求は、既判事項の原則により遮断されると判示したが、控訴裁判所は、Graham 事件判決後に言い渡された Adam 事件判決に従い、後訴請求は、既判事項の原則により遮断されない、と判示した。

また、必要的請求併合のルールの適用との関係で、両請求が同一の取引または事件から生じたかどうかを判断する場合は、既判事項の原則が適用されなければならないことを指摘した上で、Adam 事件判決によれば、両請求は、MCR2.203(A) 項との関係で同一の取引または事件から生じなかったと結論付けられるとした。しかしながら、Adam 事件判決に従わないとすれば、両請求は同一の取引または事件から生じたと解され、MCR2.203(A) 項の必要的請求併合のルールによれば、原告は個人保護保険 (PIP) 上の利益を求める請求と無保険運転者保険（UM）上の利益を求める請求を併合して提起することを要求され、個人保護保険 (PIP) 上の利益を求める請求のみについて訴えを提起したときは、無保険運転者保険（UM）上の利益を求める請求を追加的に併合することを要求されるものと解される。そして、個人保護保険 (PIP) 上の利益を求める請求に基づく前訴について判決が確定した後、無保険運転者保険（UM）上の利益を求める請求に基づく後訴を提起することは、必要的請求併合のルールに基づき遮断される、と解される。

〔以下次号〕